

# ヒラタ精機(株) 次世代法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

## 2. 内 容

### (1) 職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 仕事と子育てとの両立を支援するため、全ての社員に対して育児休業制度および育児休業給付、産前産後休業などの諸制度の内容を周知する。また、育児休業に伴う各種社会保険の諸手続きは、今後も会社にて実施する。

#### 《対策》

- ・令和3年4月～ 育児休業取得を促進するため、管理職を対象とした説明会を実施し、また社員に対して社内掲示等により周知し、理解と関心を高める。

### (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2 所定外労働の削減を推進するための措置を実施する。

#### 《対策》

- ・令和3年4月～ ノー残業デーを毎週水曜日とする。
- ・令和3年4月～ 必要に応じて、業務ローテーションや業務分担の見直しを実施し、業務効率化を図る。また、年次有給休暇の取得を促進する。

### (3) 次世代育成支援対策に関する事項

目標3 若年者に対するインターンシップ（学生の就業体験）を通じ、確かな勤労観および職業に関する知識・理解を深め、主体的に進路を選択できる能力を育てる。

#### 《対策》

- ・令和3年 5月～ 高校生のインターンシップ受入れ。
- ・令和4年 7月～ 大学・高校に就業体験の案内等の働きかけ開始。
- ・令和5年 2月～ 地元中学生の職場体験受入れ。
- ・令和5年 3月～ 大学生のインターンシップ受入れ。